

## 獨協医科大学内部質保証推進規程

令和5年1月1日

制定

改正 令和6年11月1日

(趣旨及び目的)

第1条 獨協医科大学(以下「本学」という。)は、建学の理念及び教育研究上の目的並びに各種方針の実現に向けて、本学の教育・研究・管理運営における客観的な点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進する。

2 この規程は、前項を達成するために必要な事項を定めることを目的とする。

(内部質保証の推進体制)

第2条 前条第1項を達成するための責任を持つ組織として、学長の下に内部質保証推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 全学的観点から自己点検・評価を実施するため、推進委員会の管理・支援のもと、全学自己点検・評価委員会(以下「全学点検・評価委員会」という。)を置く。

3 自己点検・評価を実施する組織として、全学点検・評価委員会の下に、次の自己点検・評価委員会を置く。

- (1) 医学部自己点検・評価委員会
- (2) 看護学部自己点検・評価委員会
- (3) 医学研究科自己点検・評価委員会
- (4) 看護学研究科自己点検・評価委員会

4 前項第1号の評価委員会の下部組織として、医学部教育プログラム評価委員会を置く。

5 前項の医学部教育プログラム評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

6 第3項第2号の評価委員会の下部組織として、看護学部教育プログラム評価委員会を置く。

7 前項の看護学部教育プログラム評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

8 自己点検・評価結果の客観性・妥当性に関する事項及び本学が行う内部質保証の有効性に関する事項について、外部の有識者(以下「外部評価者」という。)による客観的評価・検証を受けるものとする。

(推進委員会の組織)

第3条 推進委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 医学部長及び看護学部長
- (3) 医学研究科長及び看護学研究科長
- (4) 医学部教務部長及び看護学部教務部長
- (5) 医学部学生部長及び看護学部学生部長
- (6) 事務局長
- (7) 学長が必要と認めた者

2 前項第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 推進委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(推進委員会の委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名した者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 推進委員会に副委員長を置くことができ、委員のうちから委員長が指名した者をもって充てる。

4 副委員長は、委員長に事故があるときその職務を代行する。

(推進委員会の開催)

第5条 定例の推進委員会は、原則として年4回開催する。

2 委員長が必要と認めるときは、随時推進委員会を招集することができる。

(推進委員会の会議)

第6条 推進委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(推進委員会の所管事項)

第7条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

(1) 内部質保証の方針及び計画策定に関すること。

(2) 大学全体の自己点検・評価の実施、改善計画及びその実施に関すること。

(3) 全学自己点検・評価委員会等への助言、連絡・調整に関すること。

(4) 外部評価及び認証評価への対応に関すること。

(5) 自己点検・評価結果に基づく年次報告の作成及び公表に関すること。

(6) 自己点検・評価及び内部質保証に必要な事項に関する資料収集、調査研究及び啓発活動に関すること。

(7) その他自己点検・評価及び内部質保証に関し必要なこと。

2 推進委員会は前項の所管事項に係る決定及び対応措置について、学長へ報告又は提言する。

(全学点検・評価委員会の組織)

第8条 全学点検・評価委員会は第2条第3項の各自己点検・評価委員会（以下「学部等点検・評価委員会」という。）の委員及び事務局の各部長をもって組織し、委員長は、委員の中から学長が候補者を推薦し、学長諮問会議の議を経て学長が任命する。

2 次の各号に該当する役職者は、全学点検・評価委員会の委員長を兼ねることができない。

(1) 医学部長及び看護学部長

(2) 医学研究科長及び看護学研究科長

(3) 医学部教務部長及び看護学部教務部長

(4) 医学部学生部長及び看護学部学生部長

(5) 推進委員会委員長

3 既に任命された全学点検・評価委員会委員長が任期途中で前項の役職等に就任した場合で、当該年度の自己点検・評価及び既に認証評価の受審に向けた対応等により、交代が困難な場合には、前項の規定にかかわらず事由が終了する年度末まで委員長を務めることができる。

4 全学点検・評価委員会に副委員長を置くことができ、委員のうちから委員長が指名した者をもって充てる。

5 副委員長は、委員長に事故があるときその職務を代行する。

6 全学点検・評価委員会が必要と認めたときには、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(全学点検・評価委員会の会議)

第9条 全学点検・評価委員会は、必要に応じ随時開催する。

(全学点検・評価委員会の職務)

第10条 全学点検・評価委員会は、学部等点検・評価委員会に自己点検・評価報告書(以下「報告書」という。)の作成を求める。また、教学以外に関する評価項目について、当該事項を担当する部門に報告書の作成を求めることができる。

2 全学点検・評価委員会は前項により作成された報告書をもとに、全学的観点から報告書を整理し推進委員会に報告する。

3 前2項に定めるほか、全学点検・評価委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(学部等点検・評価委員会の組織)

第11条 学部等点検・評価委員会の委員長は、学長が任命し、各委員は当該委員長が推薦したのもをもって組織する。

2 第8条第2項に掲げる役職等に該当する者は、学部等点検・評価委員会の委員長を兼ねることができない。

3 既に任命された学部等点検・評価委員会委員長が任期途中で第8条第2項の役職等に就任した場合で、当該年度の自己点検・評価及び既に認証評価の受審に向けた対応等により、交代が困難な場合には、前項の規定にかかわらず事由が終了する年度末まで委員長を務めることができる。

4 学部等点検・評価委員会に副委員長を置くことができ、委員のうちから委員長が指名した者をもって充てる。

5 副委員長は、委員長に事故があるときその職務を代行する。

6 学部等点検・評価委員会が必要と認めるときには、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

7 第1項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

8 第1項の委員に欠員を生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(学部等点検・評価委員会の会議)

第12条 各委員会は、必要に応じ随時開催する。

(学部等点検・評価委員会の職務)

第13条 各委員会は、当該学部又は研究科の報告書を作成し、全学点検・評価委員会に報告する。

2 前項に定めるほか、各委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(外部評価者)

第14条 第2条第8項で定めた外部評価者は次の各号による。

(1) 外部評価者は、人格識見の高い学外者のうちから、若干名を学長が委嘱する。

(2) 外部評価者の任期は1年とし、再任を妨げない。

(3) 外部評価者は、第2条第8項に定めた事項の他、学長から諮問された事項について評価し、その評価結果及びこれに対する改善策を提言する。

(4) 学長は、外部評価者の提言を尊重しなければならない。

(改善措置)

第15条 推進委員会は、報告書の検証結果及び外部評価者の提言を基に、改善が必要であると認められる事項に関して改善案を策定し、学長に提言しなければならない。

2 学長は、前項の提言を学長諮問会議に諮問し、改善が必要であると認められる場合には、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び関係部門へ改善の指示をしなければならない。

3 推進委員会は、前項に定める改善措置が不十分であると判断したときには、適切な措置を講じるよう学長に対し勧告するものとする。

(情報公開)

第 16 条 学長は、学則第 2 条及び大学院学則第 1 条の 2 の規定に基づき、自己点検・評価の結果及び外部評価者の評価結果を、学外へ公表し、社会への説明責任を果たすものとする。

(事務)

第 17 条 第 2 条第 3 項第 1 号、第 3 号及び第 4 項で定める委員会に関する事務は学務部教務課が、同第 3 項第 2 号、第 4 号及び第 6 項で定める委員会に関する事務は看護学部事務室が処理し、推進委員会、全学点検・評価委員会及び外部評価者に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

附 則 (令和 4 年 規程第 157 号)

- 1 この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 獨協医科大学内部質保証推進委員会規程 (平成 31 年 4 月 1 日制定) は、廃止する。

附 則 (令和 6 年 規程第 74 号)

この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。